

お知らせ

「よどマガ!」全戸配布スタート!!

広報誌「よどマガ!」をより多くの区民の皆さまにご覧いただくため、5月号から区内の各ご家庭へ全戸配布します。

毎月1日から5日の間に配布委託事業者が有人世帯のポストまでお届けします。なお、これまでの新聞折込や個別の配送は行いませんのでご了承ください。



問合せ 政策企画課5階51番 ☎6308-9404

子どもも大人も学べる!

平成27年度 生涯学習ルームの開講

生涯学習ルームは、小学校の特別教室など身近な所で自主的に学習や交流ができる場です。「何か始めてみようかな」と思ったら、気軽にお問合せください。

場所 小学校の特別教室など

運営 生涯学習推進員などの市民ボランティア

講座 書道・料理・ヨガ・読み語りなど、地域のニーズに応じて実施。



問合せ 市民協働課 4階41番

☎6308-9415

淀川区 生涯学習

4月から生活自立相談窓口が本格スタートします!(相談無料)

昨年10月からモデル実施していた「生活自立相談窓口」を4月1日から本格開設します。

開設時間 平日9:00~17:30 **場所** 区役所3階

対象者 区内在住で生活にお困りの方

相談内容 ●生活費等、経済的に苦しい。

●離職により住居を喪失、もしくは喪失するおそれがある、など。

問合せ 生活自立相談窓口

☎6195-7851 ☎6195-7852

児童扶養手当の支給月額を改定

平成27年4月から児童扶養手当月額が全部支給の場合41,020円→42,000円、一部支給の場合41,010円~9,680円→41,990~9,910円に改定されます(平成27年8月振込分から)。児童2人目

の5,000円加算、3人目以降の3,000円加算に改定はありません。

現在児童扶養手当を受給中の方には、7月末までにお知らせします。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)

2階23番 ☎6308-9423

7/1事業所を再編します

建設局の事業所機能を充実させるため、公園・街路樹の管理を行う市内の公園事務所を再編します。

淀川区については変更は無く、引き続き十三公園事務所対応します。

問合せ 建設局公園管理課 ☎6469-3816

市税の納期限

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、**4月30日(木)**です。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いします。

問合せ 梅田市税事務所

☎4797-2957(土地)、2958(家屋)

償却資産は、船場法人市税事務所

☎4705-2941

淀川消防署から 平成26年中の災害概況



	火災	救急	その他
大阪市内	1,021	218,281	8,211
昨年度	-70	-1,850	-142
淀川区	60	12,448	494
昨年度	-10	-287	-18

※その他:火災・救急以外の出場 (単位:件)

●火災の件数は大阪市内でワースト4位。

●救急件数は依然高水準です。#7119 救急あんしんセンターの活用を。

4/1大阪市火災予防条例の改正

平成25年8月の福知山花火大会火災を踏まえ、大阪市火災予防条例が改正されました。これにより花火大会、展示会など多数の方が参加される催しで露店等を出店する際に、火を使用する器具を使う場合、消防署への届出が必要になることがあります。条例の改正は、平成27年4月1日より適用されます。

問合せ 淀川消防署予防担当

☎6308-1096



平成27年度からの介護保険料が変わります

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。

平成27・28年度は、第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減強化を行います。平成29年度からは更に拡大し、第1段階から第4段階の方の保険料軽減強化を行う予定です。

平成27~29年度介護保険料(年額)の計算方法

基準となる月額保険料6,758円×12月=年額81,096円(基準額)
基準額(81,096円)(年額)×所得に応じた割合(0.35~2.0)

保険料段階	対象者	平成27~28年度		平成29年度(予定)	
		割合	年額	割合	年額
第1段階	○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者	0.50	40,548円	0.35	28,384円
第2段階	本人が市町村民税非課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.50	40,548円	0.35	28,384円
第3段階		0.65	52,713円	0.50	40,548円
第4段階		0.75	60,822円	0.70	56,768円
第5段階		0.85	68,932円	0.85	68,932円
第6段階	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	1.00	81,096円	1.00	81,096円
第7段階	本人の合計所得金額125万円以下の方	1.10	89,206円	1.10	89,206円
第8段階		1.25	101,370円	1.25	101,370円
第9段階		1.50	121,644円	1.50	121,644円
第10段階		1.75	141,918円	1.75	141,918円
第11段階		2.00	162,192円	2.00	162,192円

●介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方で、口座振替または納付書で保険料を納付している方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金からあらかじめお支払いいただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課(介護保険) ☎6308-9859

【大阪市総合コールセンター】

市の制度や手続き、イベント情報、夜間・休日緊急のご案内などは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」まで。
☎4301-7285 ☎6644-4894(8:00~21:00 年中無休) http://www.osaka-city-callcenter.jp/

【市政・区政へのご意見はお気軽に】

政策企画課
☎6308-9683 ☎6885-0534